

令和6年貝塚市教育委員会会議
第2回定例会会議録

令和6年3月14日開会

令和6年3月14日閉会

令和6年3月14日（木）午前11時00分

貝塚市役所庁舎 2階 中会議室A

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	9	貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則制定の件	
4	〃	10	貝塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定の件	
5	〃	11	令和6年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則制定の件
4. 貝塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定の件
5. 令和6年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録承認の件

出席委員

- | | | |
|----|-------|---------|
| 1番 | 西村 卓也 | 教育委員会委員 |
| 2番 | 新川 秀彦 | 教育委員会委員 |
| 3番 | 後上 史子 | 教育委員会委員 |
| 4番 | 幾田 邦華 | 教育委員会委員 |

議案説明のため出席した者

教育部長	檜崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	赤阪 朋子	学校教育課参事	松井 大祐
社会教育課長	見川 直子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	橋口 真一郎	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本 利恵子	教育総務課長
松浪 京子	教育総務課長補佐
畑中 伸太郎	教育総務課主査

午前11時00分開会

- 教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和6年貝塚市教育委員会会議第2回定例会を開きます。
これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は4名全員であります。以上で報告を終わります。
- 教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は4名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
これより事務局に諸般の報告を求めます。
- 事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。
本日開会されました令和6年貝塚市教育委員会会議第2回定例会は、3月11日付で招集告示し、本日の開議時刻を午前11時00分と定めてご通知申し上げます。
今回の提案事件は、議案3件であります。
なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

-
- 教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第54条の規定により、1番 西村 卓也 委員、4番 幾田 邦華 委員を指名いたします。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の1日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は1日に決定いたしました。

-
- 教育長（鈴木 司郎） 次に日程第3、議案第9号 貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則制定の件を議題といたします。

議案第9号 貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則制定の件

- 教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。
- 教育部長（檜崎 賀代） 議案第9号 貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則制定の件について、ご説明申し上げます。
教育委員会の権限に属する事務処理については、貝塚市教育委員会事務決裁規程により定めているところです。
教育委員会は委員の合議体であり、教育委員会議によって事務を処理するものでありますが、すべての事務を会議にかけることは難しいため「教育委員会の議決事項」の一部の処理を教育長に委ねることができると、地方行政教育の組織及び運営に関する法律第25条第1項に定められています。
それにより、教育委員会の権限の一部を教育委員会の責任において教育長に意思決定させることができる「教育長専決」また、緊急時等に教育長に臨時で代理させることができる「臨時代理」が可能とされています。
「教育長専決」及び「臨時代理」についての運用は現在もおこなっているところですが、法の要請により教育委員会規則で概要を定めることが必要なため、本規則を制定しようとするものです。
詳細につきましては、教育総務課長からご説明を申し上げますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。
- 教育長（鈴木 司郎） それでは、詳細説明を山本 利恵子 教育総務課長よりお願いします。
- 教育総務課長（山本 利恵子） それではご説明いたします。
お手許にお配りしております図説をご覧ください。
新たな規則制定の説明に入る前に、教育委員会の事務処理についてご説明させていただきたいと思い

ます。

教育委員会の事務は、その重要度にあわせて、①から③までの3つの処理方法があります。最も重要なものとしましては、①教育委員会の議決を必要とする事項、すなわち教育委員会会議に案件として上がってくるものです。次に②は、①よりも簡易なもので教育委員会としての決定が必要なのですが、教育長専決、すなわち教育長の決裁で決定できるものになります。③は、②よりもさらに簡易なもので教育委員会から教育長に委任することができ、教育長の決裁で決定ができるものです。②と③はどちらも教育長の決裁で決定できるのですが、③は教育長に委任されているので、教育委員会名で文書を発出することができません。

これらを踏まえた上で、資料1をご覧ください。「第2条 第2項 教育長が委任を受け、又は臨時に代理することができる事務については、別に定める」という規定がありますが、先ほど部長から説明があったとおり、この「別に定める」を定めるために本規則を制定しようとするものです。さらに、その他の事項についてもわかりやすく諸般の改正を加えております。

では、新たに改正する規則のご説明をいたしますので、議案書をご覧ください。貝塚市教育委員会の事務委任に関する規則ということですが、この規則に先ほど図説でご説明いたしました①から③までの規定に加え、資料1にありました「臨時に代理することができる事務」について定めていきたいと考えております。

まず、第2条につきましては、図説では①になります。第2条 教育委員会の会議において、議決を受けるべき事項については次のとおりです。

- (1) 教育行政の基本的計画に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他委員会が定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びにその敷地の設定及び変更に関すること。
- (5) 委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (6) 附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。
- (7) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (8) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (9) 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (10) 教科用図書の採択に関すること。
- (11) 委員会が行う表彰の被表彰者に関すること。
- (12) 教育財産の取得及び処分についての市長に対する意見の申出に関すること。
- (13) 教育財産の目的の変更に関すること。
- (14) 重要な請願、陳情及び要望に関すること。
- (15) 貝塚市文化財保護条例（平成7年貝塚市条例第46号）による文化財の指定及びその解除並びに無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその解除に関すること。
- (16) その他委員会が重要と認めるものに関すること。

続きまして、図説②、第4条 教育長の専決事項といたしましては、

- (1) 教育委員会規則その他委員会が定める規程の軽易な改正に関すること。
- (2) 告示その他の公示及び公表に関すること。
- (3) 委員会の任命に係る職員の営利企業等の従事又は経営の許可等に関すること。
- (4) 寄附に関すること。
- (5) 府費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。
- (6) 請願、陳情及び要望に関すること（重要なものを除く。）。
- (7) 貝塚市情報公開条例（平成9年条例第31号）に基づく行政情報の公開の請求に対する決定、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定その他の行政処分及び行政代執行に関すること。
- (8) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

次に、図説③、第5条 事務の委任とありますが、委員会は第2条すなわち図説①と、前条の第1項

に規定する事項すなわち図説②を除いてその権限に属する事務を教育長に委任するというものです。図説①と②以外は教育長に委任しても良いということが書かれております。

さらに、新たに加えた事項といたしまして、資料1にありました「臨時に代理することができる事務」というのが第3条に書かれております。「委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。」とありますので、臨時に代理できる事務というのは、議決を得れば①の部分の教育長に代理させることができるということです。考えられる事例として、例えば、何かの委員会の委員を委嘱をする際に、ある1校のPTA会長だけが決まっていなくて委嘱ができない状態であるものの、近々委員会会議を開催する予定であるという場合に、このPTA会長が決まり次第その人に委嘱します、その他の委員についてはこの場でご承認くださいというように議決を得て、PTA会長が決まった後にその報告をすれば、その方に委員を委嘱できるというようなことが想定されます。いわゆる「充て職」で、まだ人選が終わっていない状態において委員を委嘱する場合はこれにあたるかと思えます。この「臨時代理」という決まりは法律上許された行為であり、他市におきましてもたくさん事例がございますので、今回制定をさせていただきました。

もう一点追記したのは、第6条 教育長が委員会に報告しなければならない事項について です。

- (1) 委員会の会議に付した事項に関する事務の処理の経過及び結果
- (2) 前条の規定により委任を受けて執行した事項のうち重要なもの
- (3) 第3条の規定により教育長が臨時に代理した事務の処理の経過及び結果
- (4) 国、府その他の関係機関からの重要な通知

図説の一番下に、これを規定することによる主な変更点をまとめました。

まず、議決を要する事項となるものとして、教育委員会点検評価につきましては、これまで報告だけをさせていただいていたのですが、今回色々調べる上で、やはり議決が必要だということがわかりましたので、次回からは案件として上げさせていただきご承認いただくという形に変更させていただきます。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針につきましても、これまであまりご報告していなかった、各課があげております来年度の事業計画等について案件として上げさせていただくこととなります。その次の、国・府その他の関係機関からの重要な通知の報告につきましては、こちらもこれまでご報告させていただいておりませんでした。今後報告の回数を増やしていこうと考えております。最後に、臨時代理の制定と報告につきましては、これまで決まりがなかったので今回新たに制定させていただくとするものです。ご説明は以上です。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 第2条の、(16) その他委員会が重要と認めるものに関するものが、教育委員会の会議において議決を受けるべき事項とありますが、誰がそれを重要と認めるのですか。また、各課から提出される予算案等について、教育委員会の議決に諮られるまでの流れについても教えてください。

○教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。

○教育総務課長（山本 利恵子） まず、(16) その他委員会が重要と認めるものに関するものにつきまして、委員会というのは教育長及び教育委員の5名で決定した事項になります。また、予算案の流れにつきまして、教育委員会事務局は11月頃から市長部局に対し予算要求をして、市として大体の予算が決まった2月に、教育委員会会議予算要求の内容についてのご報告をさせていただいております。ただ、それですと、市としてほぼ予算が固まった状態でのご報告となりますので、次回からは、予算要求をした11月の時点で、前回からの変更点や新たに予算要求した内容、今回予算要求しなかった内容等を教育委員のみなさまにご報告させていただきご審議を仰ぎたいと考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） これだけ多くの規則を変えていきたいという大きな目的とは何ですか。また、規則改正をして教育長専決事項が増えていくにあたり、教育委員会として問題はないのかを教えてください。

○教育長（鈴木 司郎） 山本 利恵子 教育総務課長。

○教育総務課長（山本 利恵子） 今回の規則改正の目的は、先ほど申し上げました資料1の、「第2条 第2項 教育長が委任を受け、又は臨時に代理することができる事務については、別に定める」の、「別

に定める」が定められていなかったことによる改正になります。お手許の資料2は、現在の貝塚市教育委員会の事務決裁規定になります。第6条にあるように、すでにこれまでも委員会の議決決定事項、図説①については定められておりました。その次の第7条には、教育長の決裁を要する事項とあります。図説をご覧くださいますと、教育長の決裁を要する事項というのは図説②と図説③になります。大きく囲んだ図説④については、第7条に定められておりました。ただ、図説②と図説③をわける規定がなかったため、今般事務委任に関する規則制定をもちまして、図説①②③につきましては、こちらの議案である貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則制定で定め、図説④については事務決裁に関する規定ですので、次の議案である貝塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定で定めて、わかりやすく整理をさせていただこうとするものです。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。今回の改正を踏まえ、各課から教育委員会会議の議案にきちんと上げていっていただくということが大切だと思いますので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第10号 貝塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第10号 貝塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第10号 貝塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定の件について、ご説明申し上げます。

参考資料に規程の新旧対照表をお示ししています。1から5ページをご覧ください。

第1条から第17条までの改正は、先ほどご承認いただきました、貝塚市教育委員会の事務委任等に関する規則の制定に伴い、重複している条項を削除する等の所要の整備を行います。

次に6ページをご覧ください。予算執行についての専決区分を示している、別表第1の10の項及び11の項を削除します。

こちらは、教育委員会の予算執行は教育委員会の権限ではなく、市長の権限でおこなっており、専決の区分については、貝塚市事務決裁規程により運用を行っているため、重複部分の削除を行います。

以上のおりですので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

それでは、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第11号 令和6年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録承認の件を議題といたします。

議案第11号 令和6年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和6年貝塚市教育委員会会議第1回定例会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和6年貝塚市教育委員会会議第2回定例会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	